

○飯塚市就労支援事業実施要綱

平成26年4月8日

飯塚市告示第119号

改正 H29-354

(趣旨)

第1条 この告示は、被保護者の就労促進を図るため、稼働能力を有する被保護者に対し、ケースワーカーが就労指導を行う際、計画的な指導、援助等の積極的な支援を行うことについて必要な事項を定めるものとする。

(事業内容)

第2条 事業は、飯塚市福祉事務所生活支援課に就労支援相談員(以下「相談員」という。)を配置し、ケースワーカーと連携しながら、稼働能力を有する被保護者に対して就労支援を行うものとする。

(H29-354一改)

(相談員の業務内容)

第3条 相談員の業務内容は、次のとおりとする。

- (1) 被保護者の求職の相談に応じ、求職情報の提供や就職方法についての指導、援助
- (2) ケースワーカーに同行し行う被保護者の求職活動への助言及び指導
- (3) 被保護者が公共職業安定所で求職する際に同行し行う求職活動の支援
- (4) 被保護者の企業面接への同行(必要な場合に限る。)
- (5) ケースワーカーへの収集、整理した求職情報の提供
- (6) 新規の保護相談者及び保護申請者に対する求職活動の助言及び指導
- (7) 公共職業安定所が実施する生活保護受給者等就労支援事業に関する支援
- (8) その他就労支援に関する業務(公共職業安定所との連絡調整等)を行うとともに、就労支援事業の対象者選定についての参考意見を述べること。

(ケースワーカーの役割)

第4条 被保護者に対する就労指導は、ケースワーカーが主体となって行う。

- 2 ケースワーカーは、稼働年齢層の者の状況を的確に把握し、被保護者の自立助長の支援の対象となる候補を、査察指導員に報告する。
- 3 就労指導にあたっては、生活保護法(昭和25年法律第144号)の趣旨等について十分な説明を行い、阻害要因等について懇切丁寧な相談に応じるものとする。
- 4 ケースワーカーは、求職活動を指導するも、就労意欲が見られないなど稼働能力の活用が不十分な被保護者に対しては、公共職業安定所への同行等の支援を積極

的に行うものとする。

(支援対象者)

第5条 支援対象者は、自立助長世帯として選定されている世帯の者及び就労・求職状況管理台帳に登載されている者のうち、ケースワーカーによって就労意欲が喚起されており、支援することにより就労が見込まれる者とする。

(選定)

第6条 ケースワーカーは、支援対象者の中から就労意欲があり、かつ、相談員に支援を依頼したい被保護者を査察指導員と協議の上選定し、生活支援課長の決裁を経て支援者として決定するものとする。

(H29-354一改)

- 2 支援者選定に当たっては、他の就労支援事業に優先して行うものとする。
- 3 相談員は、支援者に決定した者(以下「決定支援者」という。)を就労支援対象者名簿に登載するものとする。
- 4 ケースワーカーは、決定支援者に対し、相談員を導入して就労支援を行う旨の処遇方針の説明を行い、本人の意思を確認する。この際、必要に応じて相談員に同席を求めるものとする。
- 5 ケースワーカー又は相談員は、決定支援者と面接を行い、支援方針を確認するとともに、相談員は、本人の職歴、希望等を聴取し、就労支援シートを作成するものとする。

(相談員による具体的支援等)

第7条 相談員は、決定した支援方針、支援内容及び就労支援シートをもとに次に例示する具体的な支援を行うものとする。

- (1) 決定支援者への希望職種の求人情報(インターネット、チラシ、新聞等)の提供
 - (2) 履歴書の書き方の指導
 - (3) 公共職業安定所での求職に際しての事前指導(服装、心構え等)
 - (4) 公共職業安定所に同行しての求職を支援
 - (5) 企業面接に際しての事前指導(職安事前指導と兼ねることも可)
 - (6) 必要に応じ、企業面接への同行
- 2 相談員は、支援を行うごとに支援状況記録票を作成し、ケースワーカー及び査察指導員に供覧する。
 - 3 相談員及びケースワーカーは常に情報を共有し、連携して指導を行い、査察指導員は必要な助言、指導を行う。

(支援状況の確認)

第8条 相談員及びケースワーカーは、支援状況の確認を次の各号の場合に応じ、当該各号に定めるとおり行うものとする。

(1) 就労実現の場合

ア 支援の結果、就労が実現した決定支援者について、相談員、査察指導員及びケースワーカーは、支援状況の確認を行い、支援の継続、終了を検討する。

イ 相談員は、決定支援者から提出された就労状況申告書に基づき支援状況確認票①を作成し、検討結果を生活支援課長に報告する。

(H29-354一改)

(2) 就労実現に至っていない場合

ア 一定期間(おおむね2~3月)支援しても就労に至らない決定支援者について、相談員、査察指導員及びケースワーカーは支援状況の確認を行い、その理由を明確にするとともに、相談員による支援の継続について検討を行う。

イ 支援を継続する場合は、支援内容等を検討する。

ウ 相談員は事前に支援状況確認票②を作成し、検討結果を記載して生活支援課長に報告する。

(H29-354一改)

(継続支援者の具体的支援)

第9条 前条第1号の場合において、支援を継続するとした決定支援者について相談員は、定期的に就労状況を確認し、必要な助言を行うなど就労を継続できるよう支援する。

2 前条第2号の場合において、支援を継続するとした決定支援者については、第7条第1項に規定する同様の支援を行う。

(継続支援者の支援状況確認)

第10条 第8条第1号の場合において支援を継続するとした決定支援者について、就労支援の支援期間が終了した時点で相談員、査察指導員及びケースワーカーは、支援状況の確認を行うものとする。原則として相談員による支援は終了し、以後はケースワーカーが就労継続の指導を行うものとする。

2 就労が実現しその後も定着のため支援を継続していた決定支援者が支援の途中で退職した場合については、支援を一旦終了し、再度相談員による支援を行うかどうかを検討する。

3 前2項いずれの場合も、支援状況確認票①を作成し、生活支援課長まで報告を行うものとする。

(H29-354一改)

4 前条第2項において支援を継続するとした決定支援者については、次のように取り扱う。

(1) 就労が実現した場合

第8条第1号による支援状況確認を行う。

(2) 就労が実現に至っていない場合

第8条第2号による支援状況確認を行う。なお、おおむね6月を経過しても就労実現しない決定支援者については、原則として相談員による支援を終了し、ケースワーカーに引き継ぐものとする。

(補則)

第11条 この告示に定めるもののほか、様式その他必要な事項は、別に定める。

附 則

この告示は、告示の日から施行する。

附 則(平成29年12月13日 飯塚市告示第354号)

この告示は、告示の日から施行し、平成29年4月1日から適用する。